費用は、所定点数に含まれるものとする。
２　区分番号Ｃ１０７に掲げる在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者に対して行った人工呼吸の費用は算定しない。
３　気管挿管が行われている患者に対して、意識状態に係る評価を行った場合は、覚醒試験加算として、当該治療の開始日から起算して14日を限度として、１日につき100点を所定点数に加算する。
４　注３の場合において、当該患者に対して人工呼吸器からの離脱のために必要な評価を行った場合は、離脱試験加算として、１日につき60点を更に所定点数に加算する。
５　３のイについては、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、連続した12時間以上の腹臥位療法を行った場合に、腹臥位療法加算として、１回につき900点を所定点数に加算する。

Ｊ０４５－２　一酸化窒素吸入療法（１日につき）
１　新生児の低酸素性呼吸不全に対して実施する場合　1,680点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
２　一酸化窒素ガス加算として、吸入時間が１時間までの場合、900点を所定点数に加算する。吸入時間が１時間を超える場合は、900点に吸入時間が１時間又はその端数を増すごとに900点を加算して得た点数を、所定点数に加算する。
２　その他の場合　1,680点
注　一酸化窒素ガス加算として、吸入時間が１時間までの場合、900点を所定点数に加算する。吸入時間が１時間を超える場合は、900点に吸入時間が１時間又はその端数を増すごとに900点を加算して得た点数を、所定点数に加算する。

Ｊ０４５－３　電気インピーダンス断層撮影（１日につき）　1,550点
注　別に厚生労働大臣が定める患者であって、区分番号Ｊ０４５に掲げる人工呼吸の３を算定しているものに対して、電気インピーダンス断層撮影を実施し、その結果に基づいて人工呼吸器の設定を行った場合に、一連の入院期間中において10日を限度として算定する。

Ｊ０４６　非開胸的心マッサージ
１　30分までの場合　250点
２　30分を超えた場合　250点に30分又はその端数を増すごとに40点を加算して得た点数

Ｊ０４７　カウンターショック（１日につき）
１　非医療従事者向け自動除細動器を用いた場合　2,500点
２　その他の場合　3,500点

Ｊ０４７－２　心腔内除細動　3,500点

Ｊ０４７－３　心不全に対する遠赤外線温熱療法（１日につき）　115点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
２　入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して行われた場合に、治療開始日から起算して30日を限度として、週５回に限り所定点数を算定する。

Ｊ０４８　心膜穿刺　750点

Ｊ０４９　食道圧迫止血チューブ挿入法　3,240点

Ｊ０５０　気管内洗浄（１日につき）　510点
注１　６歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。
２　気管内洗浄と同時に行う喀痰吸引又は酸素吸入は、所定点数に含まれるものとする。

Ｊ０５１　胃洗浄　450点
注　３歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

Ｊ０５２　ショックパンツ（１日につき）　150点
注　２日目以降については、所定点数にかかわらず１日につき50点を算定する。

Ｊ０５２－２　熱傷温浴療法（１日につき）　2,175点
注　広範囲熱傷の患者であって、入院中のものについて行った場合に受傷後60日以内に限り算定する。

（皮膚科処置）

Ｊ０５３　皮膚科軟膏処置
１　100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満　55点
２　500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　85点
３　3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満　155点
４　6,000平方センチメートル以上　270点
注１　100平方センチメートル未満の場合は、第１章基本診療料に含まれ、算定できない。
２　区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った皮膚科軟膏処置の費用は算定しない。

Ｊ０５４　皮膚科光線療法（１日につき）
１　赤外線又は紫外線療法　45点
注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
２　長波紫外線又は中波紫外線療法（概ね290ナノメートル以上315ナノメートル以下のもの）　150点
３　中波紫外線療法（308ナノメートル以上313ナノメートル以下に限定したもの）　340点

Ｊ０５４－２　皮膚レーザー照射療法（一連につき）
１　色素レーザー照射療法　2,712点
注　照射面積が10平方センチメートルを超えた場合は、10平方センチメートル又はその端数を増すごとに、照射面積拡大加算として、所定点数に500点を加算する。ただし、8,500点の加算を限度とする。
２　Ｑスイッチ付レーザー照射療法
イ　４平方センチメートル未満　2,000点
ロ　４平方センチメートル以上16平方センチメートル未満　2,370点
ハ　16平方センチメートル以上64平方センチメートル未満　2,900点
ニ　64平方センチメートル以上　3,950点
注　３歳未満の乳幼児に対して皮膚レーザー照射療法を行った場合は、乳幼児加算として、2,200点を所定点数に加算する。

Ｊ０５５　いぼ焼灼法
１　３箇所以下　210点
２　４箇所以上　260点

Ｊ０５５－２　イオントフォレーゼ　220点

Ｊ０５５－３　臍肉芽腫切除術　220点

Ｊ０５６　いぼ等冷凍凝固法
１　３箇所以下　210点
２　４箇所以上　270点

Ｊ０５７　軟属腫摘除
１　10箇所未満　120点
２　10箇所以上30箇所未満　220点
３　30箇所以上　350点

Ｊ０５７－２　面皰圧出法　49点

Ｊ０５７－３　鶏眼・胼胝処置　170点
注　月２回に限り算定する。

Ｊ０５７－４　稗粒腫摘除
１　10箇所未満　74点
２　10箇所以上　148点